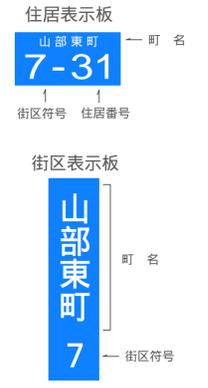
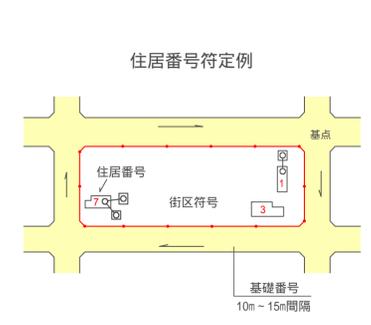


富良野市山部市街地地区 住居表示案内図

(平成23年2月28日実施)



住居表示制度について

昭和37年5月、「住居表示に関する法律」ができ、この法律に基づき、従来の住所の表わし方をやめて町の区域を、道路、鉄道、川などで、いくつかのブロックに区切り、その一つのブロック内につけた番号(街区符号という)と、そのブロックに起点をもうけて、ある一定の間隔に基礎番号を付し、そのブロック内にある皆さんの住居の出入口を基にしてつけた番号(住居番号という)とをもって表す方法です。

したがって新住所の表し方は

「山部 町 番 号」

町名 街区符号 住居番号

ということになります。

凡	例
	新町界
	街区界
	街区符号
	住居番号
	街区界道路
	公園
	河川

